

マイナンバーへの取り組みについて

送信枚数 本紙含み 1 枚



いよいよ来年1月からスタートするマイナンバー制度。既に新聞やテレビ等でご存知とは思いますが、事業主の皆様や労務協会もマイナンバーを取扱うにあたり、十分な準備のもとに取り組む必要があります。マイナンバー導入までのスケジュールと注意点についてご案内いたします。

平成27年10月以降、順次マイナンバー通知開始

①住民票上の住所と居住地が異なる場合はすぐに届出を！

マイナンバーは平成27年10月5日時点で住民票に記載されている住民に指定され、順次市区町村から住民票の住所に通知カード(紙)が簡易書留で世帯主宛に世帯全員分が郵送されます。マイナンバーは住民票コードを基に作成されるため、国外に滞在しているなど日本に住民票がない方はマイナンバーはありません。(帰国等で住民票が作成された時点でマイナンバーの対象となります)外国籍でも住民票のある方にはマイナンバーが指定されます。現在、住民票上の住所と実際の居住地が異なる方は通知カードが届きません。従業員への周知と必要な方には市区町村へ届出るようアドバイスをお願いします。

平成28年1月1日以降の雇用保険手続きにマイナンバーが必要

②通知カードが届いたら全従業員のマイナンバーを収集！

平成28年1月1日以降提出する雇用保険の入社、退職等の届出には全てマイナンバーが必要です。各事業所では2か月弱という短い期間でマイナンバーの収集を行わなければならない、事前の準備と従業員への周知がスムーズな導入のポイントになります。また、収集についてはマイナンバーの特性上取扱いに細心の注意が必要です。取扱規程の作成や管理責任者の選出など今の内から必要な準備を行ってください。また、1年後の平成29年1月1日からは、社会保険の手続きにもマイナンバーが必要になります。労務協会では雇用保険加入者・健康保険加入者・健康保険扶養加入者についてマイナンバーを利用します。必要な書類等は改めて各担当者より御案内致しますので、従業員のマイナンバーの収集をお願いいたします。

③従業員からのマイナンバー収集方法について

マイナンバーは、なりすまし防止のため厳格な本人確認が必要となります。確認を行うのは事業主(会社)となります。本人確認の原則(番号確認と身元確認)は次の①～③のいずれかの方法で行ってください。既に勤務している従業員で本人であることが間違いないことを事業主が判断した場合は省略可です

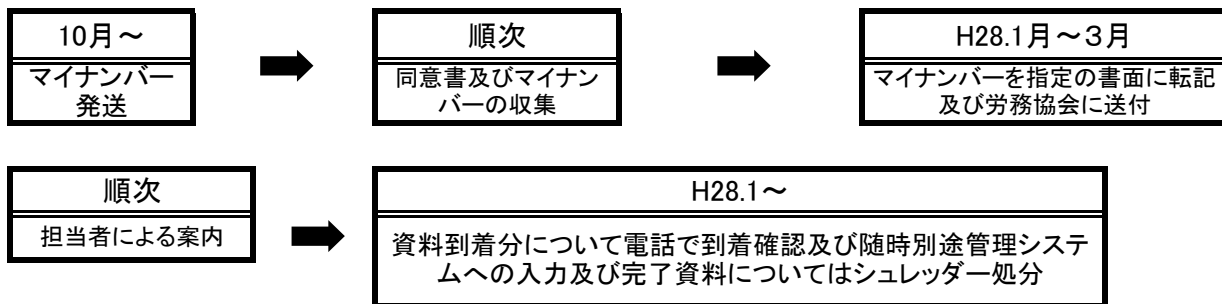
① 個人番号カード(番号確認と身元確認)

② 通知カード(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

③ 個人番号の記載された住民票の写しなど(番号確認)と運転免許証など(身元確認)

①であれば個人番号カードのみで確認可能で会社も確認が簡単になります。可能な限り従業員には通知カードに同封される個人番号カードの交付を申し込むように周知してください。

今後のスケジュール(上段各市区町村・事業所、下段労務協会)



御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください

「労務協会通信」と一緒に会員(現在約250社)へ向けて御社のPR文章をFAX致します。また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

各種共済制度のお問い合わせ
お申し込みは、
労務協会担当者まで！